

市街地整備に係る活動費補助要綱

(総則)

第1条 既成市街地の整備促進又は再開発の事業化を図るため、当該市街地の地区内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者（以下「地域住民等」という。）が組織した団体の活動に要する費用に係る補助については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 既存市街地（面積が2,000平方メートル以上の区域に限る。）において、当該市街地の土地利用、建物の活用等について検討し、自ら市街地整備事業（区画整理、まちづくり協定の締結等の市街地の整備に係る事業をいう。以下次号において同じ。）を推進しようとする地域住民等10人以上（都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の事業化を目的として設立された団体の場合は、対象区域内の土地の所有権又は借地権を有する者5人以上）で構成する団体
- (2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく制度その他の制度により、市街地整備事業又は再開発事業（以下「市街地整備事業等」という。）に係る費用に対し、国の補助が見込まれる事業が行える土地の区域面積を有する地区において、当該地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の過半数で構成する団体

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業は、前条に規定する団体が自主的に行う市街地整備事業等の事業化に向けた集会、研究会等の活動（以下「具体的活動」という。）とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる基準により交付する。

- (1) 具体的活動が5回以上10回未満 5万円
- (2) 具体的活動が10回以上 10万円

(交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 構成員名簿

(2) 規約又は会則

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支報告書

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。